

## 札幌市新型コロナウイルス感染症入院受入医療機関従事者緊急支援金 Q&A

### Q1

即応病床を確保しているのですが、病床使用率などの要件はありますか。

A1

ありません。基準日（6月20日）時点で即応病床を確保していれば、補助対象となります。

### Q2

補助対象となる即応病床数は、いつ時点の即応病床数になりますか。

A2

基準日（6月20日）時点で割り当てられていた即応病床数が対象になります。

### Q3

対象医療機関の要件として、基準日（6月20日）に新型コロナ患者等の即応病床を割り当てられていたこととされていますが、即応病床の割り当ては決まっていたものの、プレハブの簡易病室等の完成が6月20日以降になった医療機関は、どのような取扱いになりますか。

A3

北海道から新たな即応病床を割り当てられることが、6月20日までに確定していた医療機関については当該病床を対象に含めることが可能です。

これに該当する医療機関は、交付申請書を提出する際、その旨を添付書類に付記してください。

### Q4

「新型コロナ患者等の対応を行う医療従事者の人件費」について、どのようなものが対象となりますか。

A4

本補助金の対象経費は、令和3年4月1日から令和3年9月30日までにかかる経費であり、そのうち「新型コロナ患者等の対応を行う医療従事者の人件費」については、新型コロナ対応手当、新規職員雇用にかかる人件費等、処遇改善・人員確保を図るものが対象となります。

具体的には、新型コロナ対応のために新規職員を雇用する人件費（基本給、新型コロナ対応手当等）、従前から勤務する職員を含めた新型コロナ対応手当などが該当します。従前から勤務する職員の基本給も、当該職員の処遇改善を行う場合（令和3年4月1日以降に処遇改善を行った場合を含む。）は対象となります。また、従前から勤務する職員の新型コロナ患者等の対応に伴う時間外勤務手当も対象となります。

例えば、令和2年3月から新型コロナ対応手当を支給している場合、そのうち、令和3年4月1日から令和3年9月30日までの対象期間にかかる新型コロナ対応手当が対象となります。4月1日から9月30日までの対象期間にかかる人件費であり、支出額が確定していれば、対象期間内に支払われなくても（9月分手当が10月に支払われるなど）、対象経費として認められます。

なお、新型コロナ対応手当の額（一日ごとの手当、特別賞与、一時金等）、支給する職員の範囲（新型コロナ病棟に限られず、例えば外来部門、検査部門等であっても、新型コロナ患者等の対応を行う医療従事者（事務職員等も含む。）は対象となり得ます。）については、治療への関与や院内感染・クラスター防止の取組への貢献の度合い等を考慮しつつ、医療機関が決定します。手当の額に傾斜をつけることも可能です。

#### **Q5**

**医療資格をもっていない職員も対象となりますか。**

A5

新型コロナ患者等の対応を行う場合は、医療資格を有していない職員（事務職員等も含む）も対象となります。

#### **Q6**

**正社員、非常勤、パート等、雇用形態により限定されますか。**

A6

新型コロナ患者等の対応を行う場合は、雇用形態による限定はありません。

#### **Q7**

**公立の医療機関等の公務員も対象となりますか。**

A7

新型コロナ患者等の対応を行う場合は、公立の医療機関等の公務員も対象となります。

#### **Q8**

**他の医療機関から応援で派遣された医療従事者も対象となりますか。**

A8

他の医療機関から応援で派遣された医療従事者については、給与を受入先が支払うケース、給与を派遣元が支払うケースが考えられます。

給与を受入先が支払うケースでは、他の医療機関から応援で派遣された医療従事者が新型コロナ患者等の対応を行う場合は、「新型コロナ患者等の対応を行う医療従事者の人件費」の対象となりま

す。

給与を派遣元が支払うケースでも、他の医療機関から応援で派遣された医療従事者が新型コロナ患者等の対応を行い、受入先が新型コロナ対応手当を別途支給する場合は、「新型コロナ患者等の対応を行う医療従事者の人件費」の対象となります。

#### **Q 9**

**「新型コロナ患者等の対応を行う医療従事者の人件費」について、委託事業者の職員は対象になりますか。**

A 9

委託事業者の職員については、「新型コロナ患者等の対応を行う医療従事者の人件費」の対象となりません。

#### **Q 1 0**

**新型コロナ患者等の対応を行わない医療従事者は対象となりますか。**

A 1 0

職種にかかわらず直接的・間接的であれ新型コロナ患者等の対応を行う職員は補助対象となりますが、それ以外の職員は対象となりません。

なお、新型コロナ対応手当の額、支給する職員の範囲については、治療への関与や院内感染・クラスター防止の取組への貢献の度合い等を考慮しつつ、各医療機関で決定してください。

また、例えば、新たに新型コロナ患者の病棟を確保するため、別の病棟にいた看護師等を新型コロナ患者の病棟に配置し、その後任として看護師等を新規雇用し、前任・後任の対応関係が明らかな場合の人件費は対象として差し支えありません。

#### **Q 1 1**

**交付決定前に契約した事業であっても、本補助金の交付要綱に沿った事業であれば、対象期間に係る経費は補助対象になりますか。**

A 1 1

交付要綱に基づいた事業であり、令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 9 月 3 0 日までの対象期間に実施する事業に係る経費であれば、補助対象となり得ます。

**Q12****交付申請の際に添付する「その他参考書類」は 具体的にどのような書類ですか**

A12

見積書等、金額がわかるものをご提出ください。既に支払いを終えたものについては、領収書、納品書等で構いません。判断に迷う際は、事前に保健所医療提供体制構築課（633-0738）までご相談ください。

**Q13****他の補助金で対象経費として申請した経費を重複して申請できますか？**

A13

重複は認められません。

**Q14****「医療従事者等の職務環境の改善・福利厚生等にかかる経費」について、どのようなものが対象となりますか。**

A14

令和3年4月1日から令和3年9月30日までに購入や施工等を行った、新型コロナに対応する医療従事者等のために職務環境を改善した際の経費や福利厚生のための費用について幅広く対象となります。ただし、通常時から支出している費用や、新型コロナに対応する医療従事者等に提供されないものについての費用は対象外となります。

判断に迷う際は、事前に保健所医療提供体制構築課（633-0738）までご相談ください。